

## 令和8年度 秋田県特定職業訓練促進給付金に関するQ&A

令和8年4月1日作成

Q1 国の職業訓練受講給付金（月10万円）を受給していますが、同時に本給付金（月7万円）を受給できますか。

A1 できません。

Q2 求職者支援制度における職業訓練受講給付金（国の給付金）を受けていますが、やむを得ない事情以外の欠席により不支給となりました。この場合、県の給付金は受給できますか。

A2 できません。

Q3 市町村の助成制度等との併用はできますか。

A3 可能です。ただし、市町村の助成制度等では、他制度との併用不可としている場合がありますので、事前に市町村にご確認のうえ、申請してください。

Q4 予算がなくなれば給付金は終了しますか。

A4 終了する場合があります。その場合は、県の公式webサイトなどに情報を掲載しますので、事前にご確認のうえ、申請してください。

Q5 通帳の写しは、提出する必要がありますか。

A5 給付金の振込先口座のみ、通帳見開き1ページ目を提出ください。

Q6 配偶者の給与収入がありますが、給付金を受給できますか。

A6 受給できます。本給付金制度において、申請者本人以外の収入状況は、支給の可否に関係しません。

Q7 退職先からの給与が振り込まれるのですが、収入として判断されますか。

A 7 離職の事実が確認できれば、収入として判断しない場合がありますので、個別にご相談ください。

Q 8 預貯金が多い場合、給付金は受給できますか。

A 8 受給できます。本給付金の支給要件では、預貯金の状況は問いません。

Q 9 自分名義の土地建物を保有していますが、給付金は受給できますか。

A 9 受給できます。本給付金の支給要件では、土地や建物の保有状況を問いません。

Q10 感染症に罹患して職業訓練に出席できなかった場合、給付金はもらえますか。

A10 原則、訓練日数の8割以上の出席を支給要件としています。ただし、真にやむを得ない理由で欠席し、それを証明できる場合は給付金を支給できる場合があります。

Q11 交付申請を郵送で行いましたが、その後はどのような手続きが必要ですか。

A11 県が交付申請を受け付けてから約3週間を目処に、申請者の住所あてに①交付決定通知書、②実績報告書、③請求書、④交付申請書（翌月分）を郵送します。

書類が届いたら、②に訓練実施機関からの出席証明を受け、②～④の書類に必要事項を記入したうえで、県に提出してください。

Q12 給付金の請求書を提出しましたが、振込はいつ頃ですか。

A12 請求書を受理してから概ね3週間後となります。振込日に関して文

書等での通知は行いません。

Q13 訓練の受講途中で雇用保険の受給資格がなくなりましたが、給付金は受給できますか。

A13 受給できます。ただし、雇用保険の受給資格がなくなった日の属する支給単位期間については日割計算による支給は行わず、次の支給単位期間からの支給となります。

Q14 給付金は課税所得・非課税所得のどちらですか。

A14 課税所得となります。

Q15 給付金の交付申請手続きが遅れ、受講開始から2か月が経過しました。申請手続きは受け付けてもらえますか。

A15 給付金の実績報告及び請求手続きは、支給単位期間の最終日から起算して30日以内に提出する必要があります。この前段階で県が交付決定を行う必要があるため、受講開始日から1～2週間以内を目処に申請書類をご提出ください。

Q16 6ヶ月を超える訓練を受講する場合、給付金は受給できますか。

A16 原則として対象外ですが、ビジネススキル講習付きコースの場合、ビジネススキル講習を除く6ヶ月が給付金の対象となります。